

骨粗しょう症検診実施要領（集団検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想される骨粗しょう症について、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的に、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する骨粗しょう症集団検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有し、当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳となる女性とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

（実施人員）

第3 検診の人員については、約60人を上限とし、施設の収容人数等により、安全に実施できる人数とする。

（実施期間）

第4 骨粗しょう症集団検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（実施日時）

第5 この検診の実施日及び時間については、肺がん集団検診と同時に実施するものとする。

（検診の取扱い医療機関）

第6 この検診は、乙から推薦を受けた医療機関（以下「丙」という。）が行うものとする。

（検診費用）

第7 丙は、受診者から検診費用を徴収しない。

（受診券及び受診記録票の配布）

第8 甲は、この検診の対象者に対し、「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し「骨粗しょう症検診受診記録票」（以下「受診記録票」という。）を送付する。

（検診方法等）

第9 受診者は、受診券を甲から受け取り、肺がん検診集団検診会場に持参し、検診を受けるものとする。

2 検査項目は、問診及び骨量測定とする。

（1）問診

住所、氏名、生年月日、運動習慣、食生活の内容等を聴取する。

（2）骨量測定

エックス線検査（MD法・DIP法・SXA法）またはDXA法、超音波検査（QUS法）により実施する。

（総合判定）

第10 総合判定にあたっては、「骨粗しょう症予防マニュアル」（厚生省）を参照し、問診、骨量測定の結果を総合的に判断し、「異常なし」、「要指導」及び「要医療」に判定する。

（指導区分）

第11 それぞれの判定区分に基づき、次の内容の指導を行う。

（1）「要指導」と区分された者

食生活指導や運動指導等日常生活上の注意を促すとともに、生活習慣行動の改善指導等の保健事業への参加を指導する。

(2)「要医療」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

(受診者への結果通知)

第12 受診者への結果通知は、丙が作成し、丙又は甲が受診者に案内するものとする。

(記録の整備)

第13 丙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果、指導や医療の必要性の有無等を記録する。

(2) 必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(3) 丙は、問診記録・検査結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(結果報告)

第14 丙は、受診記録票に肺がん検診・骨粗しょう症検診（集団）事業報告書を添付し、検診終了後30日以内に甲に報告するものとする。

(点検)

第15 丙は、骨粗しょう症検診に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備するものとする。

(委託料の支払い)

第16 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(規定外事項)

第17 この要領に定めるもののほか、骨粗しょう症検診の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第18 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。